

鳥取県告示第 895 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定通所介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 19 年 9 月 30 日
”	”	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	”	”